

## 知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知多市社会福祉協議会 知多市総合ボランティアセンター(以下「センター」という。)がボランティア通信「てんこ杜」(以下「てんこ杜」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 この要綱には、てんこ杜への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、てんこ杜に掲載しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人・団体の宣伝に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) センター運営に支障を及ぼし、センターの信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (7) 人権侵害、名誉毀損に値する恐れのあるもの
- (8) 詐欺的で、社会通念上または教育上から判断して、好ましくない商品やサービス販売を行うもの
- (9) 破産者で復権を得ないもの
- (10) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は、執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (11) 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行うもの
- (12) 市から指名停止の措置を受けているもの
- (13) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類する業種
  - イ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
  - ウ 社会問題を起こしている事業者
  - エ 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項の規定による貸金業
  - オ ギャンブルに係る業種

カ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生の手續中の事業者

キ 市に納付すべき税等を滞納しているもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、センター長がてんこ杜に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第 3 条 広告を掲載するページ及び掲載数は、てんこ杜のページ上で、センターが指定する掲載位置及び掲載数とする。

(広告の規格)

第 4 条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 1 枠の掲載表示は、縦 55 mm、横 85 mmで3枠とする。

(2) 広告の配置等はセンターと協議の上、決定する。

(広告掲載料)

第 5 条 広告掲載料は、1 枠当たり1回 20,000 円(消費税込)とする。

(広告の掲載月と回数)

第 6 条 広告の掲載月は、1 年に6月と12月の2回とする。

(広告掲載の募集)

第 7 条 広告掲載の募集は、てんこ杜、ちたのふくし及びホームページにより行う。

(広告掲載の申込み及び決定)

第 8 条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載申込書(様式第1号)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請があったときは、その可否を決定し、知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、センター長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消しすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告内容が第 2 条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センター長が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 センター長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載取消決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、センター長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責に帰さない理由により広告を掲載することができなくなったとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載期間中に、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載できなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。
- 2 広告掲載期間中、次に掲げる理由によりてんこ杜運営を一時的に停止した場合の広告掲載料は返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 第 1 項ただし書により広告掲載料の返還を受けようとする広告主は、知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載料返還請求書(様式第 4 号)を提出するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合によりてんこ杜への広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 第 1 項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、掲載された広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において責任を負うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

年 月 日

知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載申込書

知多市社会福祉協議会  
知多市総合ボランティアセンター長

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

知多市総合ボランティアセンターてんこ杜への広告の掲載について、次のとおり申し込み  
ます。

掲載月	6月	12月
広告の内容		
法人その他の団体の概要		

様式第 2 号

第 号  
年 月 日

知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載決定通知書

様

知多市社会福祉協議会  
知多市総合ボランティアセンター長

年 月 日付けで申込みのありました知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」への広告の掲載について、次のとおり決定いたしましたので、通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> 掲載します	<input type="checkbox"/> 掲載しません
掲載月	6月	12月
掲載しない理由		

様式第3号

第 号  
年 月 日

知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載取消決定通知書

様

知多市社会福祉協議会  
知多市総合ボランティアセンター長

知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」への広告の掲載について、次のとおり取消しを決定いたしましたので、知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載要綱第11条第2項により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第4号

年 月 日

知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」広告掲載料返還請求書

知多市社会福祉協議会  
知多市総合ボランティアセンター長

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

知多市総合ボランティアセンター ボランティア通信「てんこ杜」への広告掲載料について、  
次のとおり返還を請求します。

取消日	年 月 日	
請求額	円	
振込先	金融機関名	銀 行 信用金庫 本店 農業協同組合 支店
	預金種類	普通・当座
	口座番号	
	口座名義人	